

国民健康保険

医療費が高額の場合は高額療養費制度を活用しましょう



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

国民健康保険被保険者が高額な医療費を支払ったときは、「高額療養費制度」を活用することで、支払った医療費の一部払い戻しを受けられる場合があります。

■高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後で払い戻される制度です。払い戻しを受けるためには申請が必要です。

※入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療は対象外です。

▼高額療養費の申請に必要なもの
・国民健康保険高額療養費支給申請書

・医療機関などで発行された医療

費の領収証や支払証明書などが分かるもの
・世帯主のマイナンバー（個人番号）が分かるもの

■自己負担限度額とは

自己負担限度額は、同じ世帯内の国保被保険者や世帯主の年齢および所得状況などにより設定されています。同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えたときは、限度額超過分を町へ申請することで受け取ることができます。

自己負担限度額の詳細については、町住民生活課保険係までお尋ねください。

■医療費が高額なときは「限度額適用認定証」を利用しましょう

医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、町が発行する「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

国民健康保険税を滞納している」と認定証を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

国民年金

■収入などが一定基準額以下の年金受給者を支援します

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されているものです。

■支援給付金の受給資格対象となる要件

受給対象となるには、次の要件をすべて満たしている必要があります。ただし、いずれの場合も障害年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

- ・老齢基礎年金を受給している人
- ・65歳以上であること
- ・同一世帯の全員が町民税非課税

年金生活者支援給付金制度のご案内



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

であること
・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が8万1200円以下であること

▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

・前年の所得額が472万1000円以下であること

※給付額は扶養親族等の数に応じて増額されます。

■請求手続きについて

▼新たに年金生活者支援給付金を受給できる人

受給対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）

に必要な事項を記入し、提出してください。

▼これまで年金生活者支援給付金を受給していた人

日本年金機構が引き続き支給要件に該当しているか確認し、支給することとなります。

支給金額が変更となる人には「年金生活者支援給付金支給金額改定通知書」が、不該当となる人には「年金生活者支援給付金不該当通知書」がそれぞれ送付されています。ご確認をお願いします。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線104)